



教保体第614-1号  
令和3年6月23日

各市町村教育委員会教育長  
各教育事務所（支所）長  
各市町村保健衛生主管課長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
埼玉県保健医療部長

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で  
実施することについての考え方及び留意点等について（通知）

日頃から新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年6月22日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省健康局健康課予防接種室から、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

同事務連絡は、児童生徒に対する接種について長期休暇等を活用して優先的に実施することを推奨するものではなく、あくまで、接種を行う際に留意すべき事項について取りまとめたものです。

特に、生徒へのワクチン接種を学校集団接種によって行うことは、その実施方法によっては、保護者への説明の機会が乏しくなる等の理由から、現時点で推奨されておりませんが、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情により、ワクチンの接種主体である市町村の判断において、学校集団接種を行う必要がある場合には、同事務連絡の内容に十分留意し、適切な対策を講じて実施していただきますようお願いいたします。

また、児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合及び副反応が出た場合の出欠の取扱いも示されておりますので御確認ください。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いします。

**【学校集団接種に関する考え方に関すること】**

担当：教育局保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電話：048-830-6963

**【新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いに関すること】**

担当：教育局義務教育指導課 教育課程担当  
電話：048-830-6778

担当：教育局高校教育指導課 教育課程担当  
電話：048-830-7391

**【新型コロナワクチン接種全般に関すること】**

担当：新型コロナウイルスワクチンチーム  
電話：048-830-3557